

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子どもの医療費給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂水市は、子どもの医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

垂水市長

公表日

令和7年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費給付に関する事務
②事務の概要	「垂水市子ども医療費給付条例」、「垂水市子ども医療費給付条例施行規則」により、高等学校終了前の子どもを監護するものに対し、医療費の一部を給付する。 当該事務では、資格に関する事務及び給付に関する事務において特定個人情報ファイルを使用する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	福祉医療費システム(こども) 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る法令上の根拠＞ 番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務が生じた際には、複数人での確認や、上長による最終確認を実施する。 ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		USBメモリ(パスワード設定済)は事前に許可を得た媒体のみ使用可能とし、業務端末上制御を行っている。 ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームでは UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託した ASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第 2.1 版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や検出やDDos対策を24時間時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	福祉課長 保久上 光昭	福祉課長 榎園 雅司	事後	
平成30年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年12月4日	I 1 ③システムの名称	子ども医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	福祉医療費システム(こども) 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事前	
平成30年12月4日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成30年12月4日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	事前	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	番号法第19条第8号、垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	福祉課長 榎園 雅司	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	－	別紙評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和1年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	番号法第19条第9号、垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和7年1月24日	I 5 評価実施機関における担当部署	福祉課 福祉課長	保健課 保健課長	事後	
令和7年1月24日	I 6 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町11-4 0994-32-1111	保健課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町11-4 0994-32-1111	事後	
令和7年1月24日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年1月24日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	－	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業(判断根拠)	－	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。作業時は担当者2名でのチェックを行っており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策(判断根拠)	－	特定個人情報を含む書類、USBメモリは、施錠できる場所に保管することを徹底している。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IV 8 人手を介在させる作業の判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。作業時は担当者2名でのチェックを行っており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事務が生じた際には、複数人での確認や、上長による最終確認を実施する。 ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行って USBメモリ(ハスポート設定済)は事前に許可を得た媒体のみ使用可能とし、業務端末上制御を行っている。 ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置	事前	
令和7年10月1日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策の判断の根拠	特定個人情報を含む書類、USBメモリは、施錠できる場所に保管することを徹底している。		事前	
令和7年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務	子どもの医療費給付に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	「垂水市子ども医療費助成条例」、「垂水市子ども医療費助成条例施行規則」により、高等学校終了前の子どものを監護するものに対し、医療費の一部を助成する。 当該事務では、資格に関する事務及び給付に関する事務において特定個人情報ファイルを使用する。	「垂水市子ども医療費給付条例」、「垂水市子ども医療費給付条例施行規則」により、高等学校終了前の子どものを監護するものに対し、医療費の一部を給付する。 当該事務では、資格に関する事務及び給付に関する事務において特定個人情報ファイルを使用する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧	事前	
令和7年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	福祉医療費システム(こども)統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	福祉医療費システム(こども)統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年10月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	番号法第9条第2項 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る法令上の根拠＞ 番号法19条6号	事前	
令和7年10月1日	IV 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和7年10月1日	表紙 評価書名	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	子どもの医療費給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	垂水市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	垂水市は、子どもの医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年10月1日	IV 8 人手を介在させる作業の判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。作業時は担当者2名でのチェックを行っており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事務が生じた際には、複数人での確認や、上長による最終確認を実施する。 ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	
令和7年10月1日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策の判断の根拠	特定個人情報を含む書類、USBメモリは、施錠できる場所に保管することを徹底している。	USBメモリ(パスワード設定済)は事前に許可を得た媒体のみ使用可能とし、業務端末上制御を行っている。 ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や検出やDDos対策を24時間時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	